

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場本場 塵芥処理機械設備修繕	19(産業用機器)	新明和工業(株)	1,782,000	7月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場本場 排気ファンFE-205外2台修繕	19(産業用機器)	(株)日立産機システム	1,836,000	9月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	大阪市中央卸売市場本場 市場東棟工水揚水ポンプ PW-2-1修繕	19(産業用機器)	(株)荏原製作所	1,998,000	9月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき市場棟内に設置しているごみ貯留排出装置、発泡破碎機の部品交換による修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

2

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場排気ファン FE-205 外 2 台修繕

2 契約の相手方

株式会社日立産機システム

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している排気ファン FE-205 外 2 台の修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、日立製作所株式会社が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、日立製作所株式会社から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている株式会社日立産機システムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟工水揚水ポンプ PW-2-1 修繕

2 契約の相手方

株式会社荏原製作所

3 随意契約理由

本工事は、市場東棟に設置している工水揚水ポンプ PW-2-1 の修繕を行うものである。

対象設備は、株式会社荏原製作所が製作したものであり、実施にあたっては、製作者独自の規格を熟知していると共に純正品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造・制御を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、株式会社荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）